

## 令和5年度児童養護施設若草寮事業計画書

- 1 所在地 兵庫県朝来市山東町大内547-1
- 2 利用定員 30人
- 3 職員定数 31人
- 4 事業開始年月日 平成25年4月1日
- 5 事業運営基本計画

### (1) 法人の理念

利用者の意向を尊重し、利用者が尊厳を保ち健やかに育成されるよう支援する。  
良質、適切、総合的な福祉サービスを提供する。  
サービスの質と経営の透明性を高め経営基盤を強化する。  
地域住民、福祉関係者と協力し地域福祉を推進する。

### (2) 施設の理念

私たちは子どもの権利を保障します。  
私たちはこどもの成長・発達を支援します。  
私たちは子どもの自立を支援します。  
私たちは地域の子育てを支援します。

### (3) 児童支援の基本方針

規則正しく心地よい生活と愛情・信頼を基盤として、児童のひとりひとりが護られ、安心して、健やかに生活できる環境を整え、児童の自主性を尊重しながら生活スキルの獲得と豊かな人間性及び社会性の養成をはかると共に学校、こども家庭センターその他の関係機関と連携し、個性、能力及び発達段階に応じた指導と援助を行い、児童の福祉を高め健やかな成長を促し、その自立と家族再統合を支援する。

### (4) 理念の実現を図るため、2018年度に作成した経営戦略シートを参考に社会情勢、地域環境を正しく理解し、適切かつ効果的な諸計画を新たに立て実行する。

### (5) 被措置児童に対する虐待防止の徹底、不適切な関わりの防止を図るよう、児童への権利教育、職員の専門性の強化、体制の整備を図ると共に、児童支援の標準化をすすめ支援の質の向上と充実を図る。

### (6) 生活支援

・起床、洗面、食事、学習、就寝時間を設け、児童の状況に応じた日課になるよう配慮しつつ生活のリズムを整える。また生活全般の機会を通して社会生活に必要な知識、技術が身につくように指導を行う。

性に関する態度については、その意識が健全に養われ、節度のある行いがとれるよう個別、集団的課題を検証し指導を実施する。

これらの生活の営みを通して、愛着関係・信頼関係の構築に努め、子どもたちが安心して、健やかな生活を送ることができるようにする。

・給食については、適切な食品の安全管理を行い定員30人の集団給食体制を備えると共にユニットごとの家庭的な食事提供を行う。また、食育を通して、健康な食生活への関心を深め、子どもたちの健全な心身を養うよう支援する。

・環境の整備については、職員が率先して環境整備を行い児童が環境整備の習慣を養うよう指導援助する。また施設の衛生的で安全な環境の保持のため、必要に応じ業務委託を行う。

・事故防止については、児童職員の事故防止の意識を高め、定期的な点検や研修、マニユ

アルの作成によりリスクの軽減と適切な対応に努める。

- ・健康管理については、年2回の定期健康診断を実施すると共に体調不良や病気の早期の発見、治療を心がける。

- ・防災については、消防計画、防災計画に基づき様々な災害を想定した訓練を実施すると共に避難確保計画の見直し、事業継続計画の作成により一層の機能強化を図るよう努める。また災害時に地域の二次避難所や福祉避難所としての役割を果たすよう新拠点の整備をすすめる。

- ・感染症対策としては、施設環境の整備を行なうと共に児童職員が感染症の予防のため自覚した行動をとるよう注意を徹底し、感染防止のための取り組み、感染者が発生した場合の取り組みを具体的に定め、適切に対応できるようにする。また、コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の流行状況の把握に努めつつ必要な対策を講じリスクの軽減に努める。

#### (7) 家庭支援・里親支援

こども家庭センターや要保護対策地域協議会と連携し、家族再統合に向けた取り組みや家庭復帰後も含めた支援に努める。また、こども家庭センター、里親支援専門相談員と連携し、季節、週末里子の委託促進を図るとともに、地域の里親支援を実施する。令和6年度里親フォスタリング機関立ち上げに向け関係機関と連携し準備を推進させる。

#### (8) 自立支援

- ・学習環境の整備、指導体制の強化を図る。

- ・進路選択にあたっては、関係機関と連携し、情報提供や指導を行い、本人の希望や適性に応じた決定がなされるよう、より細やかな対応に努める。高校卒業に際しては、措置期間延長や自立支援制度を活用し、将来を見据えた支援を行う。

- ・退所後の生活を見通し、リービングケアを計画的に実施すると共に退所児童に対し、アフターケアを行う体制を整える。

#### (9) 地域支援

児童家庭支援センターと連携し、市町村からのショートステイの受け入れを行うほか、地域子育て支援事業を継続し、地域の子育て支援を推進していく。また、虐待予防と早期発見のため、関係機関との連携を強化する。

(10) 社会的養育の推進計画に基づき、おおむね3年程度の整備方針に基づき、地域小規模児童養護施設の創設に向けて取り組む。また施設運営の高機能化を図ると共に多機能化の重点的課題として施設機能を発展させ、多様化する福祉ニーズへの対応を図る。

#### (11) 職員

常勤職員：施設長1、児童指導員8、(家庭支援専門員1、個別対応職員1、里親支援専門相談員1を含む)、保育士8、心理士1、事務員1、栄養士1、調理員3、非常勤職員：指導員特別加算1、特別指導1、管理宿直員4、支援員補助1、嘱託医1、計31人。

- ・人材育成

計画的研修の実施、人材マネジメントを適切に行う。